

# 山口県報

平成20年  
12月26日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	一
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)	一
保安林予定森林(森林整備課)	一
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	二
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	三
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	五
土地改良区役員(農村整備課)	五
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	五
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
平成十九年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課)	八
選管告示	四
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	六
資金管理団体の異動事項	六
政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の一部改正	七



### 山口県告示第五百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年十二月二十六日

市町名	長門市	施行地区	泉川地区	事業の種類	ほ場の整備	山口県知事	二井 関成	同意年月日	平成二〇、一二、一六
-----	-----	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------------

### 山口県告示第五百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年十二月二十六日

- |                      |       |       |
|----------------------|-------|-------|
| 解除に係る保安林の所在場所        | 山口県知事 | 二井 関成 |
| 下関市豊北町大字角島字後田無手八五三の一 |       |       |
| 保安林として指定された目的        |       |       |
| 飛砂の防備                |       |       |
| 解除の理由                |       |       |
| 公共施設用地とするため          |       |       |

### 山口県告示第六百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年十二月二十六日

- |              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 保安林予定森林の所在場所 | 山口県知事 | 二井 関成 |
|--------------|-------|-------|

下関市豊田町大字稲見字古森一八四の二、一九九の三、四二七から四三〇まで、四三二から四三七まで、四四六、四四八、四四九、四五一、字河内神二〇四、二〇五、二〇七、二一六から二一八まで、字飯宿二二〇の二、字北ヶ迫五八五、六〇一から六〇三まで

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

長門市深川湯本字岩ヶ河内一三五、一三八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第六百一十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 起業者の名称

山口市

二 事業の種類

山口市嘉川公民館及び山口市役所嘉川出張所建替事業

三 起業地

(一) 収用の部分

山口市嘉川字中村地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

山口市嘉川公民館及び山口市役所嘉川出張所建替事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号及び第三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設を整備することにより地域住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進が図られること並びに山口市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、現に存する山口市嘉川公民館及び山口市嘉川出張所の敷地を有効に活用することができること等を条件とし

て、当該敷地の隣接地に選定されている。

工 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設を整備することにより地域住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進を図り、並びに山口市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市教育委員会事務局生涯学習課

山口県告示第六百二二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

長門市油谷向津具下字屋敷一七九一の七一から同市油谷向津具下字青田二〇六六の六九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平成十六年秋分の満潮位（D.L. + 1.05メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と東防波堤との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 長門市油谷向津具下字一軒堂の大浦四等三角点（北緯三四度二四分三

六・〇二一秒東経一三〇度五七分四一・四二四秒）から二〇三度五一分四

一秒四一七・八三メートルの地点

2の地点 1の地点から三一六度四五分五五秒五五・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から四六度四九分〇三秒〇・七八メートルの地点

4の地点 3の地点から三一六度四八分一五秒三六・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二二六度四九分〇三秒〇・七八メートルの地点

6の地点 5の地点から三一六度四八分一四秒八・三八メートルの地点

7の地点 6の地点から七四度四〇分三三秒三一・三四メートルの地点

(三) 面積

二、三一四・九八平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十七年一月四日 指令平一六港湾第一〇一八五号

三 関係図書を閲覧できる市町

長門市

四 認可を受けた者

長門市東深川一三三九番地の二

長門市

長門市長 松林 正俊

五 認可の年月日

平成二十年十二月二十四日

山口県告示第六百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立厚狭高等学校特別教室新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立厚狭高等学校特別教室新築工事

(一) 工事場所 山陽小野田市大字厚狭字束ノ原地内

(二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積

鉄筋コンクリート造 地上四階建

二、六三八平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年十二月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成二十一年一月二十三日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年二月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(四七八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年二月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 要約筆記いわくに

代 表 者 の 氏 名 向 純一

主たる事務所の所在地 岩国市南岩国町四丁目六六番一七―二〇一―号

三 定款に記載された目的

聴覚障害者及び高齢者に対して、情報保障をするために、要約筆記奉仕員を派遣する事業その他の事業を行うことにより、聴覚障害者及び高齢者の社会参加の促進及び生活の向上に寄与すること。

(四七九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十一年二月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人青空

代表者の氏名 河杉ふみ江

主たる事務所の所在地 防府市八王子一丁目一六番二号

(四八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年十二月二十六日から平成二十一年四月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス山口大内店

所在地 山口市大内矢田三四五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社コスモス薬品 所 代表者の氏名 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
---------	---------------------------	---	---	---	---	---	---

大規模小売店舗を 設置する者の住所	宮崎市新栄町三三
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	福岡市博多区博多 東二丁目一〇番一 号

四 届出年月日

平成二十年十二月十五日

五 変更年月日

平成十七年九月十六日

(四八一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 監事の名 住 所

山口市二島土地改良区 監 事 安光 由夫 山口市秋穂二島五〇五九

二 退任した役員

土地改良区の名 監事の名 住 所

下関市吉見土地改良区 監 事 藤原 朝則 山口市秋穂二島三八三三

(四八二) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

山陽小野田市

狼地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十一年一月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四八三) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切

な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。  
資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十一年七月から平成二十二年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区 分	期 間		数 量
	ま あ じ	ま さ ば 及 び ご ま さ ば	
ま あ じ	平成二十年一月から同年十二月まで		五、〇〇〇トン
	平成二十一年一月から同年十二月まで		六、〇〇〇トン
ま い わ し	平成二十年一月から同年十二月まで		若干
	平成二十一年一月から同年十二月まで		若干
ま さ ば 及 び ご ま さ ば	平成二十年七月から平成二十一年六月まで		若干
	平成二十一年七月から平成二十二年六月まで		未定

するめいか	平成二十年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十一年一月から同年十二月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。  
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十年	平成二十一年
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	四、八〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ  
中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし  
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力

力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間		量(隻日)
			平成二十年	平成二十一年	
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇	九、〇〇〇
			平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇	
		瀬戸内海	平成二十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	一三、四五五
			平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	一、六八五

平成二十一年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五
----------------------	--------

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
		周防灘	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十一年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
まこがい	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十一年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(四八四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字山野井字岳山及び字談合道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市大字植生一六五二番地の三  
 大同産業有限会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市住吉本町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市住吉本町二丁目三番五三号  
 岡村 克巳

山陽小野田市住吉本町二丁目三番一号

藤井 税子

(四八五) 平成十九年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十年十二月山口県議会定例会で認定された平成十九年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

平成19年度山口県一般会計歳入歳出決算

	歳 入	歳 出
1 酒 税	201,290,833,405	円
1 酒 民 税	58,989,215,684	
2 事 業 税	59,115,722,226	

3	地方消費税	34,019,340,388	10	財産収入	2,895,462,073
4	不動産取得税	3,682,849,333	1	財産運用収入	762,278,392
5	県たばこ税	2,904,474,396	2	財産売却収入	2,133,183,681
6	ゴルフ場利用税	696,168,025	11	寄付金	1,700,000,000
8	自動車税	20,031,712,523	1	寄付金	1,700,000,000
9	鉱区税	9,695,900	12	繰入金	39,569,256,475
13	自動車取得税	4,906,747,000	1	特別会計繰入金	7,162,940,106
14	軽油引取税	16,600,883,072	2	基金繰入金	32,406,316,369
16	狩猟税	39,411,600	13	繰越金	8,429,463,170
17	産業廃棄物税	294,610,355	1	繰越金	8,429,463,170
18	旧法による税	2,903	14	諸収入	79,789,505,524
2	地方消費税清算金	26,777,959,654	1	貸付金元利収入	73,838,336,716
1	地方消費税清算金	26,777,959,654	2	受託事業収入	1,521,208,125
3	地方譲与税	3,737,950,000	3	延滞金、加算金及び過料等	358,461,873
1	地方道路譲与税	3,469,104,000	4	預金利子	14,536,773
2	石油力又譲与税	254,472,000	5	利子割精算金収入	58,524,325
3	航空機燃料譲与税	14,374,000	6	雑収入	3,998,437,712
4	地方特例交付金	1,469,103,000	15	県債	89,869,700,000
1	地方特例交付金	624,649,000	1	県債	89,869,700,000
2	特別交付金	844,454,000	歳入合計	719,682,252,155	
5	地方交付税	159,353,337,000			
1	地方交付税	159,353,337,000			
6	交通安全対策特別交付金	582,325,000			
1	交通安全対策特別交付金	582,325,000			
7	分担金及び負担金	6,093,868,433	1	議会費	1,396,322,161
1	分担金	466,539,208	2	総務費	49,275,152,296
2	負担金	5,627,329,225	1	総務管理費	25,622,711,820
8	使用料及び手数料	10,876,088,765	2	企画調整費	8,335,501,378
1	使用料	8,486,912,903	3	徴収税費	8,145,587,383
2	手数料	2,389,175,862	4	市町村振興費	1,501,814,865
9	国庫支出金	87,247,399,656	5	選挙費	1,426,860,755
1	国庫負担金	29,494,574,719	6	防災費	3,371,782,091
2	国庫補助金	56,133,891,291	7	統計調査費	518,167,157
3	委託金	1,618,933,646	8	人事委員会費	149,052,042

円

平成20年12月26日 日 金 曜 日		平 成 20 年 12 月 26 日	
9	監査委員費	203,674,805	
3	民生費	67,465,060,584	
1	社会福祉費	53,590,590,818	
4	児童福祉費	12,203,073,522	
7	生活保護費	1,592,461,029	
8	災害救助費	78,935,215	
4	衛生費	18,490,414,026	
1	公衆衛生費	5,941,579,603	
4	環境衛生費	2,961,533,068	
7	保健所費	2,924,822,790	
8	医薬費	4,073,906,396	
10	病院費	2,588,572,169	
5	労働費	4,535,447,431	
1	労働政費	3,236,797,079	
2	職業能力開発費	938,564,247	
3	失業対策費	221,823,615	
4	労働委員会費	138,262,490	
6	農林水産業費	47,250,478,782	
1	農業費	10,920,491,651	
2	畜産費	691,137,948	
3	農地費	17,063,393,283	
4	林業費	9,507,369,681	
5	水産費	9,068,086,219	
7	商工業費	67,420,977,863	
1	商業費	2,500,499,477	
2	工業費	63,899,373,799	
3	観光費	413,674,179	
4	工業用水道費	607,430,408	
8	土木費	114,271,304,544	
1	管理費	8,941,544,104	
2	道路橋りょう費	47,541,194,555	
3	河川海岸費	21,398,781,421	
4	港湾費	14,652,861,100	
5	都市計画費	10,864,907,123	
6	住宅費	10,872,016,241	
9	警察管理費	42,363,997,206	
1	警察活動費	39,658,242,192	
2	警察活動費	2,705,755,014	
10	教育費	148,789,655,300	
1	教育総務費	13,688,576,004	
2	小学校費	48,870,784,805	
3	中学校費	29,559,691,193	
4	高等学校費	32,898,523,730	
7	特別支援学校費	11,152,113,967	
8	社会教育費	2,041,177,135	
9	保健体育費	1,526,046,311	
10	大学費	1,236,863,763	
11	大学事費	7,815,878,392	
11	災害復旧費	1,784,845,006	
1	農林水産施設災害復旧費	127,018,000	
2	土木施設災害復旧費	1,657,827,006	
4	学校施設等災害復旧費	0	
12	公債費	97,256,157,584	
1	公債費	97,256,157,584	
13	諸支出金	52,762,982,106	
1	地方消費税清算金	33,090,299,654	
2	利子割交付金	941,216,000	
3	配当割交付金	758,819,000	
4	株式等譲渡所得割交付金	596,652,000	
5	地方消費税交付金	13,565,111,000	
6	コルノ場利用税交付金	488,855,781	
7	特別地方消費税交付金	0	
8	自動車取得税交付金	3,321,000,000	
9	利子割精算金	1,028,671	
14	予備費	0	
1	予備費	0	
	歳出合計	713,062,794,889	
	歳入歳出差引残額	6,619,457,266	

翌年度へ繰越 6,619,457,266

平成19年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

歳入

1	繰入金	61,098,000	円
1	他会計繰入金	61,098,000	
2	繰越金	57,141,891	
1	繰越金	57,141,891	
3	諸収入	261,310,011	
1	貸付金元利収入	259,195,675	
2	雑収入	2,114,336	
4	県債	120,000,000	
1	県債	120,000,000	
	歳入合計	499,549,902	

歳出

1	母子寡婦福祉資金	303,018,906	円
1	母子寡婦福祉資金	303,018,906	
	歳出合計	303,018,906	
	歳入歳出差引残額	196,530,996	
	翌年度へ繰越	196,530,996	

平成19年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算

歳入

2	繰入金	1,235,000	円
1	他会計繰入金	1,235,000	
3	繰越金	141,466,478	
1	繰越金	141,466,478	
4	諸収入	57,985,231	
1	貸付金元利収入	57,452,964	
2	雑収入	532,267	
5	県債	0	

1 県債 0

歳入合計 200,686,709

歳出

1	農業改良資金	76,293,000	円
1	農業改良資金	76,293,000	
	歳出合計	76,293,000	
	歳入歳出差引残額	124,393,709	
	翌年度へ繰越	124,393,709	

平成19年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算

歳入

2	繰入金	886,368,733	円
1	他会計繰入金	886,368,733	
3	繰越金	1,627,952,537	
1	繰越金	1,627,952,537	
4	諸収入	3,813,178,507	
1	貸付金元利収入	3,807,654,110	
2	雑収入	5,524,397	
5	県債	3,400,000,000	
1	県債	3,400,000,000	
	歳入合計	9,727,499,777	

歳出

1	中小企業近代化資金	8,214,556,586	円
1	中小企業設備近代化資金	628,199,568	
2	中小企業高度化資金	7,586,357,018	
	歳出合計	8,214,556,586	
	歳入歳出差引残額	1,512,943,191	
	翌年度へ繰越	1,512,943,191	

## 平成19年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

品目	2020年度	単位
1 分担金及び負担金	24,318,211	円
1 負担金	24,318,211	
2 使用料及び手数料	84,797,637	
1 使用料	84,797,637	
4 財産収入	4,058,838	
1 財産運用収入	4,058,838	
2 財産売却収入	0	
5 繰入金	190,349,000	
1 他会計繰入金	190,349,000	
6 繰越金	10,864,979	
1 繰越金	10,864,979	
7 諸収入	58,788,980	
1 延滞入金	0	
3 雑入金	58,788,980	
3 雑入金合計	373,177,645	
	歳出	
1 下関漁港地方卸売市場費	359,708,946	円
2 市場管理費	359,708,946	
3 水産加工団地整備費	0	
3 歳出合計	359,708,946	
歳入歳出差引残額	13,468,699	
翌年度へ繰越	13,468,699	
	平成19年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算	
2 繰入金	420,255	円
1 他会計繰入金	420,255	
3 繰越金	237,912,265	

1 繰越金	237,912,265	
4 諸収入	27,142,617	
1 貸付金元利収入	26,471,017	
2 雑収入	671,600	
2 雑収入合計	265,475,137	
	歳出	
1 林業・木材産業改善資金	13,925,255	円
1 林業・木材産業改善資金	13,925,255	
歳出合計	13,925,255	
歳入歳出差引残額	251,549,882	
翌年度へ繰越	251,549,882	
	平成19年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算	
2 繰入金	333,063	円
1 他会計繰入金	333,063	
3 繰越金	93,338,263	
1 繰越金	93,338,263	
4 諸収入	32,654,783	
1 貸付金元利収入	32,373,147	
2 雑収入	281,636	
2 雑収入合計	126,326,109	
	歳出	
1 沿岸漁業改善資金	11,333,063	円
1 沿岸漁業改善資金	11,333,063	
歳出合計	11,333,063	
歳入歳出差引残額	114,993,046	
翌年度へ繰越	114,993,046	

平成20年12月26日 日付



1	流域下水道事業費	歳 出	1,441,079,708	円
1	流域下水道費		1,441,079,708	
	歳 出 合 計		1,441,079,708	
	歳入歳出差引残額		9,013,000	
	翌年度へ繰越		9,013,000	

平成19年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	繰 入 金		96,647,405,942	円
1	他会計繰入金		96,647,405,942	
2	県 債		17,081,400,000	
1	県 債		17,081,400,000	
	歳 入 合 計	歳 出	113,728,805,942	

1	公 債 費		113,728,805,942	円
1	公 債 費		113,728,805,942	
	歳 出 合 計		113,728,805,942	
	歳入歳出差引残額		0	
	翌年度へ繰越		0	

平成19年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	使用料及び手数料		1,522,918,601	円
1	使 用 料		1,522,918,601	
2	寄 付 金		956,047,659	
1	寄 付 金		956,047,659	
4	諸 収 入		29,765,463	
1	雑 収 入		29,765,463	
5	県 債		1,419,100,000	

1	県 債		1,419,100,000	
	歳 入 合 計		3,927,831,723	
	歳 出			
1	港湾整備事業費		3,874,760,743	円
1	港 湾 費		3,874,760,743	
	歳 出 合 計		3,874,760,743	
	歳入歳出差引残額		53,070,980	
	翌年度へ繰越		53,070,980	



山口県選挙管理委員会告示第九十四号

選挙法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会	上 符 正 廳
表 区 界	三分の一の数
山口県日本海地区	一、九四七
山口県瀬戸内海地区	一、四八一

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 廳

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出日 (年月日)
伊藤央後援会	伊藤 央	伊藤久美子	防府市大字奈美524の3		平成20、 10、 3

坂井よしひろ後援会	中村 浩美	堤 正男	山口市佐山402	"	"	15
ささちか秀雄後援会	笹近 秀雄	山根 要子	大島郡周防大島町大字西屋代123の2	"	"	9
周防塾	森重 浩美	森重 義道	周南市大字呼坂1006の90	"	"	1
なかの明彦後援会	中野 明彦	宮田 紀洋	長門市仙崎201の1	"	"	23

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

当県選挙区改正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十条第一項の改正による開票が  
あつた政治団体の運動事項は、次のとおりとする。

平成二十一年十二月十六日

山口県選挙管理委員会 選挙課

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党秋芳支部	事務所 美祢市秋芳町 嘉万1716	美祢市秋芳町 大字嘉万1716	国会議員関係 以外 の政治団体	平成20、 10、 3
自由民主党山口県参議院選挙区第三支部	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	参議院議員 政治資金規正 法第19条第7号 に係る国会議員 関係以外 の政治団体	国会議員関係 以外 の政治団体	" " 21
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	参議院議員		" " 7
自由民主党山口県下関市第四支部	事務所 会計責任者	下関市細江町 1丁目7番10 号 部 谷 翔大	下関市岬之町 11番20号 西嶋 裕作	" " 9

民主党山口県第1区総支部	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	衆議院議員	防府市天神1 丁目6番7号	山口市中央5 丁目8番12号	" " 27
民主党山口県第2区総支部	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	衆議院議員	政治資金規正 法第19条第7号 に係る国会議員 関係以外 の政治団体	国会議員関係 以外 の政治団体	" " 31
民主党山口県第4区総支部	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	戸倉多香子	大島郡周防大 島町大字森 989の1	平岡 秀夫 大島郡周防大 島町大字油手 47	" " 17 14
岸信夫後援会	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	参議院議員	政治資金規正 法第19条第1号 に係る国会議員 関係以外 の政治団体	国会議員関係 以外 の政治団体	" " 21
	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	岸 信夫	参議院議員	国会議員関係 以外 の政治団体	" " 7
	代表者である 公職の係る 候補者に係る 公職の種類	参議院議員	政治資金規正 法第19条第1号 に係る国会議員 関係以外 の政治団体	国会議員関係 以外 の政治団体	" " 9

秀友会	代表者である公職の係る補者の種類 公職の係る補者の氏名 推薦又は公職に係る補職に係る公職の種類	衆議院議員 平岡 秀夫		" " 31
全国林業政治連盟山口県支部	代表者 事務所	梅田 孝文 防府市天神1号 丁目6番7号 金規正 法第19条第1号 に係る国会議員 関係の区分	河村 建夫 山口市中央5 丁目8番12号 国会議員関係 以外の政治団体	" " 1
たかむら勉強会	代表者である公職の係る補者の種類 公職の係る補者の氏名 推薦又は公職に係る補職に係る公職の種類	衆議院議員 高邑 勉		" " 27
平岡秀夫後援会	公職の係る補者の氏名 推薦又は公職に係る補職に係る公職の種類	衆議院議員 平岡 秀夫	国会議員関係 以外の政治団体	" " 31

山口県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会公衆電告 上 符 正 職

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
くらなり幹也後援会	末廣 光啓	瀬川 昭	山口市平井1375	平成20、 10、16
中村ふみこ後援会	渡辺 孝三	渡辺 孝三	周南市西松原4丁目2番29号	" " 17
吉田輝雄後援会	岩崎 輝吾	吉田 秀雄	岩国市周東町下久原1445	平成19、 " 31

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会公衆電告 上 符 正 職

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	考定届出日
伊藤 央	防府市議会議員	防府市後援会	防府市大字奈美524の3	伊藤 央	平成20、 10、3

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会公衆電告 上 符 正 職

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異動の内容		届出年月日
				新	旧	
黒田 壇豊	周防大島町 衆議院議員 長	大島豊政会	公職の種類	周防大島町 防府市天神1丁目6番1号	山口県議会 議員 山口市中央5丁目8番12号	平成20、9、10、
高田 勉	衆議院議員	たかむら勉強会	事務所	"	"	27

**山口県選挙管理委員会告示第百号**

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程（昭和五十一年山口県選挙管理委員会告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

題名中「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第一条中「又は第十四条第一項（）」を「に規定する報告書、同法第十四条第一項（同法）」に、「報告書又は書面」を「書面並びに同法第十九条の十四に規定する政治資金監査報告書」に改め、「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

本則に次の一条を加える。

（写しの交付）

第七条 報告書等の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

- 一 交付請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 交付請求に係る政治団体の名称並びに報告書等に係る収入および支出がされた年
- 三 求める写しの交付の方法（二以上の方法による写しの交付を求める場合にあつてはその旨及び当該二以上の写しの交付の方法、交付請求に係る報告書等の部分ごとに異なる方法による写しの交付を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
- 四 写しの送付を求める場合にあつては、その旨

2 委員会は、前項の書面に形式上の不備があると認めるときは、交付請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

3 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあつた日から起算して十日以内に、当該交付請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

5 交付請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して四十日以内にそのすべてについて写しの交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第三項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に写しの交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に写しの交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、第三項に規定する期間内に、交付請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 この項を適用する旨及びその理由
  - 二 残りの報告書等について写しの交付をする期限
- 附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

平成  
二十年  
十二月  
二十六日  
印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
県知  
事庁

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）